

第17回専門会合におけるOPEXに係る指摘事項 について

第19回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年9月15日



**1. 第17回専門会合におけるOPEX
に係る指摘事項について**

2. 指摘事項を踏まえた検証結果に
ついて

第17回の当専門会合における指摘事項について

- 第17回専門会合でいただいた主なご意見は以下のとおり。

収入の見通しの
算入が認められ
ない費用

【給料手当（出向者給与負担）】

- ✓ 過去の審査時から状況変化が確認できないものについては、原則算入を認めないとするのが妥当との事務局の方針については賛同。
- ✓ 一方で、過去のやり方を変えて、四国電力送配電、東京電力パワーグリッドの出向先の人件費を一部でも認めるのだとしたら、相当丁寧に説明いただきたい。
- ✓ 出向者に係る経費を支払ったうえで、出向先に対するサービス納入費用（委託費）を支払っているわけで、二重計上とならないか。競争を歪めていないか。（松村委員）

委託検針費・
委託費等

【委託検針費・委託費等】

- ✓ 関西電力送配電は、他社と比較してコストが低いか同じ程度を求められているにもかかわらず、資料のように高いコストであることについて、合理的かどうか、よく調査しないといけない。九州電力送配電についても費用が高いので同様に調査してほしい。（松村委員）

指摘事項 1：給料手当（出向者給与負担）について

- 東京電力パワーグリッド及び四国電力送配電の出向先について、過去の料金審査時と同様に一般送配電事業に必要不可欠なもの（本体事業に関係が深いもの）か否かを確認し、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲内で、参照期間（過去実績値）及び規制期間への算入を認めることとしてはどうか。これに該当しないものは、算入を認めないこととしてはどうか。（5頁及び6頁）
- なお、出向者給与負担に関して、東京電力パワーグリッド及び四国電力送配電における算入の考え方（提出資料）は後述のとおり。（7頁から10頁）

指摘事項 1 : 給料手当（出向者給与負担）について 一検証結果一 1 / 2

- 以下のとおり、一般送配電事業を営む上で必要不可欠な業務内容であることを確認し、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲内で、参照期間（過去実績値）及び規制期間への算入を一部認めることとしてはどうか。

【検証結果】

（１）東京電力パワーグリッド

一般送配電事業を営む上で必要不可欠な業務内容であることを確認し、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で以下の算入を認める。

＜グループ企業等＞

東電タウンプランニング(株)【393人】（配電設備の設計、無電柱化業務等）
テプコ・ソリューション・アドバンス(株)【280人】（電事法定期調査等）
東京電設サービス(株)【171人】（送変電設備の設計、改修・新設工事、点検・補修業務等）
(株)テプコシステムズ【23人】（電力系統制御システムの開発・保守、配電関係システムの開発・保守業務等）
(株)関電工【10人】（配電工事、変電工事、地中送電工事関連業務等）
東電設計(株)【31人】（架空送電設備の建設工事に関わる調査・設計等）
東電物流(株)【17人】（配電関係資材の検査・修理等）
東電用地(株)【6人】（送電用地、配電用地の取得・管理等）
(株)タワーライン・ソリューション（※）【3人】（送電設備の建設工事や送電保守業務等）

※前身である(株)TLC、(株)システック・エンジニアリングも含む

＜グループ企業以外＞

電力広域的運営推進機関【14人】、(一社)日本電気協会【1人】、(一社)日本電気協会関東支部【1人】、
(一財)電気安全環境研究所【1人】、海外電力調査会【0人】、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構【1人】、
(一財)エネルギー総合工学研究所【1人】、(一財)道路管理センター【3人】、(一財)関東電気保安協会【0人】、
(一社)電力中央研究所【2人】

※上記における【 】の内容は、2021年度末時点の出向者数。0（ゼロ）の場合は、参照期間中に出向実績（費用負担）がある。5

指摘事項 1：給料手当（出向者給与負担）について 一検証結果一 2 / 2

（2）四国電力送配電

一般送配電事業を営む上で必要不可欠な業務内容であることを確認し、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で以下の算入を認める。ただし、10社比較において出向者割合が高いことや一人当たりの販売電力量が低い水準であることなどから、一部の対象人数を削減する。

＜グループ会社＞

（株）四電工【158人】（配電工事の設計・施工・保守、送電工事の施工・保守業務等）

四電エンジニアリング（株）【24人】（電力保安用通信設備（機器）の建設・保守、変電設備の巡視・点検、修繕・新設工事等）

四国計測工業（株）【11人】（中給システム、系制システム、再エネ制御システムの開発・保守、給電用情報伝送装置等の設計・製造・保守業務等）

なお、四電工における規制期間の出向者数については、上記で認める人数を期初に設定した上で、現在提出されている年度毎の削減率等を踏まえることが望ましいものとする。

＜グループ企業以外＞

電力広域的運営推進機関【4人】、（一財）四国電気保安協会【13人】、（一社）日本電気協会四国支部【3人】、（一社）電力中央研究所【1人】

（3）他社

過去の料金審査時に、現行の託送料金原価への算入が認められていない出向先について、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で以下の算入を認める。

➤ 東北電力ネットワーク

（一社）日本電気協会【1人】、（一社）日本電気協会東北支部【3人】、（一財）電気安全環境研究所【1人】、（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構【1人】

➤ 中国電力ネットワーク

（株）エネギア・スマイル【0人】（過去の料金審査後に設立した特例子会社）

➤ 九州電力送配電

（一社）日本電気協会【1人】、（一社）日本電気協会九州支部【7人】、（一財）電気安全環境研究所【1人】、（一財）電力中央研究所【3人】、（一財）道路管理センター【1人】

1 機能分担会社の活用・出向のメリット

①機能分担会社

- ・送配電事業の運営には計画、設計、工事、運転、保守、お客さま対応といった機能が存在します。
- ・これらの機能のうち、現業業務を中心に、定型的に実施する業務については、継続的なカイゼンと習熟、標準化により、生産性や品質向上、コストダウンを図っています。
- ・これらの機能を機能分担会社が担うことで、意思決定のスピード向上や企業としての成果の見える化を通じたコストダウン、お客さまサービスの向上等を図ることが、送配電事業全体の生産性向上にも寄与します。
- ・なお、機能分担するにあたり、円滑な業務運営により安定供給を維持するために経営支援、技術指導、品質管理等を担うP G社員が一定数出向しています。

②その他出向

- ・社内では習得が難しい技術・技能、ノウハウの獲得のためにシンクタンクや国、地方自治体に出向することは送配電事業の発展に寄与するものと考えます。

2 出向に係る人件費負担

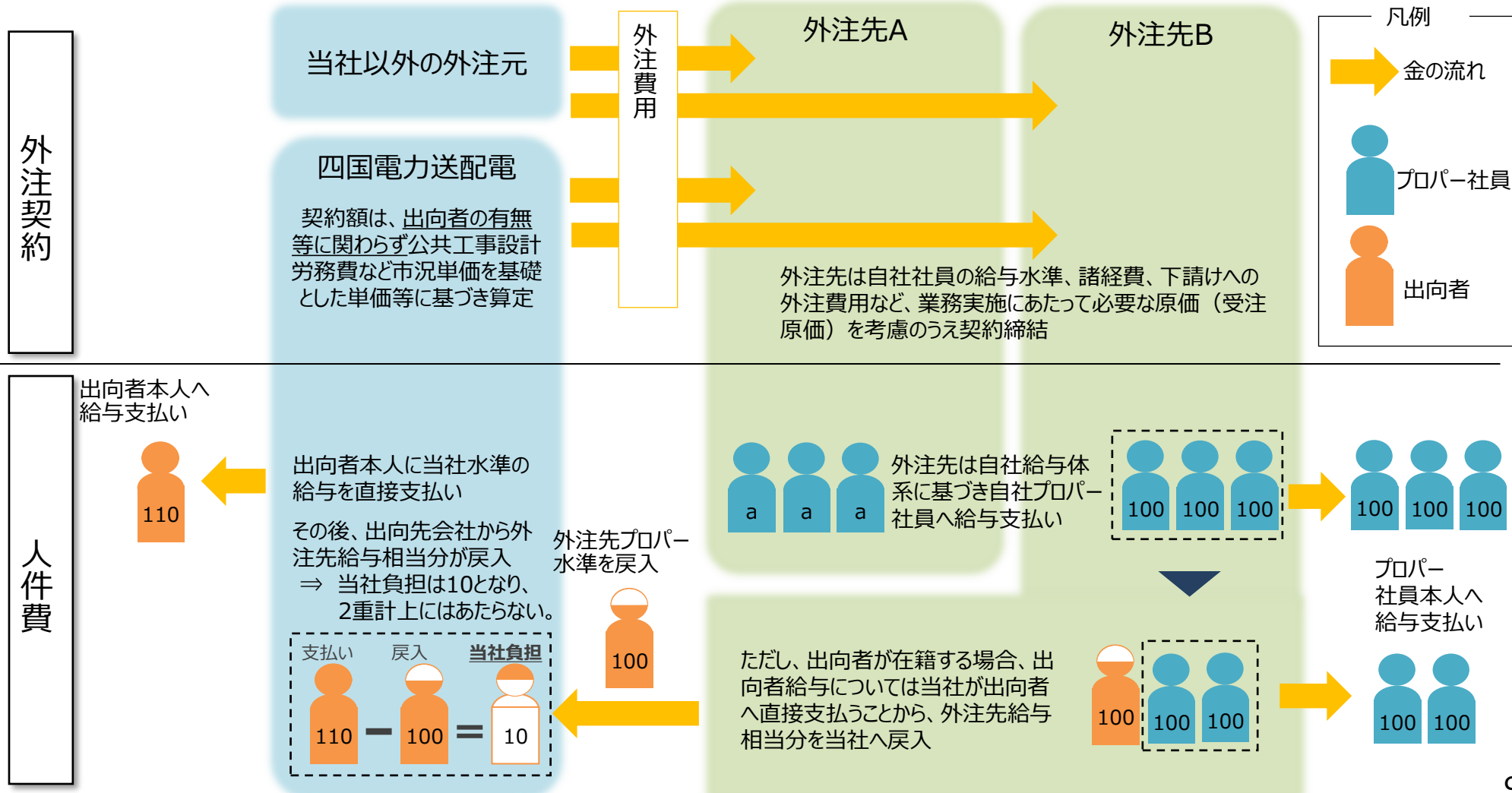
①出向先負担割合

- ・機能分担会社については、独立した企業として健全な経営を行いつつ、送配電事業全体の最適を図るため、P G本体と一体となって一送の責任を担う必要があります。
- ・このため、給与格差があり、現時点で出向者給与の全額を負担することが企業経営の観点から難しい場合は、税法上で規定されている出向人件費の格差補填（法人税基本通達9-2-47）の考えに基づき、当社が一定の人件費を負担することとしています。

②コスト増になっていないか

- ・機能分担会社への出向は送配電事業の効率的な運営を実現すること、その他の出向についても、送配電事業とのシナジーや技術・ノウハウ等の獲得により、送配電事業における課題解決（C N、レジリエンス強化等）を図ることを目的としています。
- ・前述いたしました機能分担会社の人件費負担の考え方のとおり、仮に各社の全額負担とする場合、会社経営の観点から当該負担分が委託費に反映されることから、O P E X全体からは中立的な扱いであるとともに、より効率的な事業運営に資するものと考えております。
- ・O P E X全体として効率的な事業運営が果たして実現できているのかという点については、まさに今回から導入される統計査定における横比較の結果として見えてくるものと思いますので、当該結果を踏まえながら、引き続き全社を挙げた総合的な効率化に取り組んでまいり所存です。

- ✓ 当社の外注費用については、外注先に outwarder が在籍するか否かに関わらず、公共工事設計労務費など市況単価を基礎とした単価を基に査定・交渉のうえ、契約を締結しております。
- ✓ 一方で、outwarder に対する給与については、当社が直接支払いを行っていることから、outwarder の賃金体系に基づき、給与を当社へ戻入しております。そのため、外注費用と outwarder 人件費の当社負担額について、重複計上はないものと考えております。



- ✓ 当社出向者人件費については、平成25年の改定において、「グループ会社への出向者が多く、1人当たりの販売電力量の水準が低い
ため、経費削減効果が認められない出向者分の給与補填分をカット」との方針により査定が行われました。
- ✓ 査定方針も踏まえて、当社では出向者を含めた人員数の削減について、継続的に取り組んでおり、
 - ・ 現行原価から参照期間においては、電気工事会社さまからの低圧新增設申込の受付・審査業務の実施個所の集約化などによる組織のスリム化、分社に伴う管理間接業務等の委託化、出向者とともに関係会社へ移管した業務の従事者のプロパー化
 - ・ 参照期間から規制期間においては、新制度対応などで業務量が増加するなか、上記に加え、系統制御所の統廃合やITを活用した業務効率化による人員削減など
 を実施することで、規制期間では現行原価に対して約20%削減した水準としております。

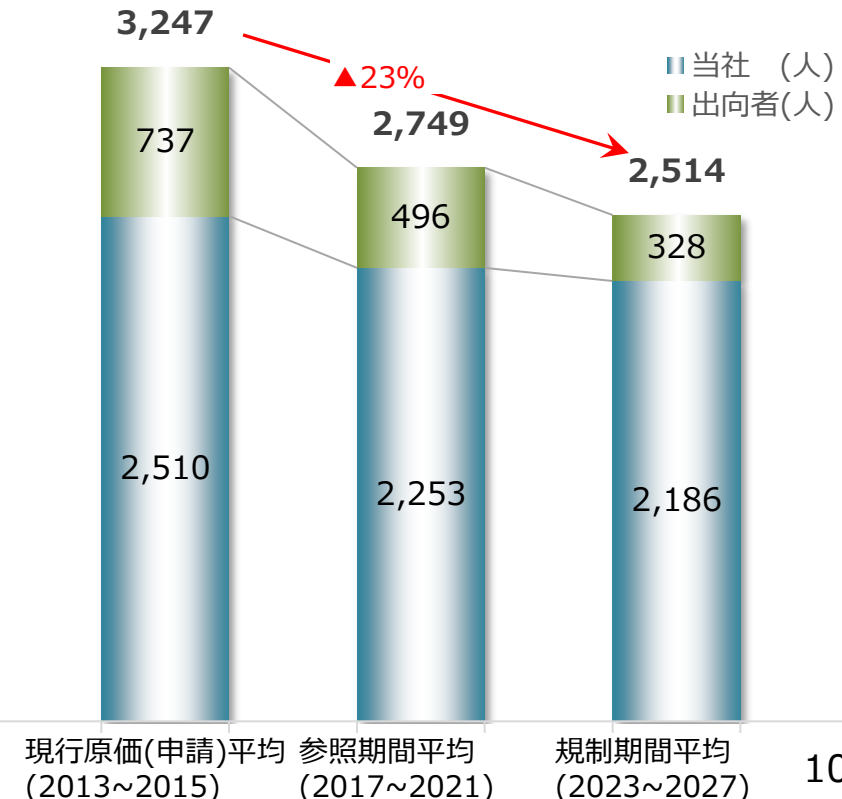
■ 平成25年改定における当社出向者人件費の査定方針

検討の結果(人員計画②)

(2) 四国電力

- ① これまで業務効率化の取り組みとして、小規模事業所の統廃合、グループ大での間接部門業務(経理、労務等)の集約、新規採用者数の抑制、早期退職施策等を実施。
- ② 在籍人員及び経費対象人員
 - ・ 在籍人員は、ピーク時の8年度末7,003人から23年度末は6,001人、27年度末6,179人。
 - ・ 経費対象人員(在籍人員から建設従事者、附帯事業従事者等を除く)は、23年度末5,911人、27年度末6,082人。25-27年度の3カ年平均では6,184人。
 - ・ 高齢者雇用安定法の改正を受け、再雇用者を65才まで継続雇用し、人事上の取り扱いなどを社員と同様にしたことにより、当該給与を24年度から給料手当に計上したことから、この人数を在籍人員及び経費対象人員に含めて整理。
- ③ 新規採用者数は、25年度130人、26年度80人、27年度80人。
- ④ 定年退職者数は、25年度145人、26年度161人、27年度172人。
- ⑤ 出向者数は1,400人(原価算入988人、原価不算入412人)で、このうちグループ会社への出向者数は1,217人(約87%)、更に
出向者給与負担人数割合は約16%にのぼり、他社(東北2.61%、北海道4.6%、東京0.51%、関西2.43%、九州3.31%)と比較しても
出向者数の多さは際立っている。この背景として、電気事業設備の保守・点検や据付工事などの請負業務を中心にグループ
会社による内製化を推進した結果、グループ会社への出向が拡大していることが挙げられる。
- ⑥ 他の一般電気事業者と生産性を比較すると、四国電力の1人当たりの契約口数、1人当たりの販売電力量、1人当たりの売上
高は10社平均より低い水準である。出向者について、本社の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点にお
いてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査し、必要最低限と認められる出向のみ、給与負担の
原価算入を認める。具体的には、社員を出向させることにより本社が負担する人件費以上に経費を削減させていると認められ
ている場合にのみ原価算入を認める(例えば、工事の内製化により定期検査費用を削減した場合や、設備の稼働率を向上さ
せて原価の低廉化に資する場合など。)こととし、原価算入されている出向者988人のうち、881人分については原価算入を認
めない。この結果、経営効率化に効果のある内製化や社内研究所を持たないといった四国電力の特殊性を勘案すれば、1人
当たり販売電力量で見た生産性は概ね10社平均となると考えられる。なお、人件費の査定は、料金原価上の取扱いとしてのもの
であり、現実の会社の人件費は労使交渉や労働関係の法令に従って決定されるものである。

■ 当社経費対象人員の推移



OPEXの検証結果（収入の見通しへの算入が認められない費用） 2 / 2

規制期間・参照期間

【検証結果】

3. 過去の料金審査時に、託送料金原価への算入が認められたもの以外の費用

⇒過去の料金審査時に、託送料金原価への算入が認められたもの以外の費用（給料手当のうち、特定の団体企業への出向者の給料負担に係る費用）について、規制期間（見積り）及び参照期間（実績）において算入されていることが確認された。

⇒この費用については、当時、電気事業や一般送配電事業に必要不可欠と認められなかったものや、その後の状況変化等が確認できないものについては、原則、本規制期間・参照期間において算入を認めないこととすることが妥当ではないか※。

※検証によって、算入を認めることが適当であると判断した場合にはこの限りではない（例：過去の料金審査後に設立された団体企業への出向者の給料負担であって、その業務内容が一般送配電事業に不可欠であると判断された場合等）。

なお、算入が確認された一般送配電事業者のうち、四国電力送配電及び東京電力パワーグリッド（以下、東京電力PG）については、過去の審査状況から以下のように取り扱うこととしてはどうか。

（1）四国電力送配電

2013年の前回料金審査時、分社化前の四国電力の人件費について、「グループ会社への出向者数が多く、1人当たり販売電力量の水準が低いと、経費削減効果が認められない出向者分の給与補填額をカット」との方針に基づいて査定が実施された。

他方、今回は、統計的査定手法による10社横比較を用いた査定を通じて、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促すこととされている。そのため、四国電力送配電における特定の団体企業への出向者の給料負担に係る費用については、一般送配電事業を営む上で必要不可欠かという観点で各出向者の出向先での業務内容等を確認しつつ、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で算入を認めることとしてはどうか。

（2）東京電力PG

2012年の前回料金審査時、分社化前の東京電力の出向者の給料負担に係る費用について、原価算入の合理性があると考えられた高年齢者雇用安定法等に基づく65才までの再雇用義務による出向分原価算入が認められた。

他方、今回は、一般送配電事業を営む上で必要不可欠かという観点で各出向者の出向先での業務内容等を確認しつつ、他の一般送配電事業者において算入が認められている範囲で算入を認めることとしてはどうか。

⇒今後、四国電力送配電及び東京電力PGにおける特定の団体企業への出向者の給料負担に係る費用について、それぞれ算入を認めるべきか否かをOPEX担当委員が精査及び確認した上で、統計的査定方法による10社横比較を実施するというかどうか。なお、収入の見通しへの算入を認める分の出向先については、統計的査定方法による10社横比較の結果とともに、次回以降の料金審査専門会合にて報告することとしたい。

収入の見通し
の算入が認め
られない費用

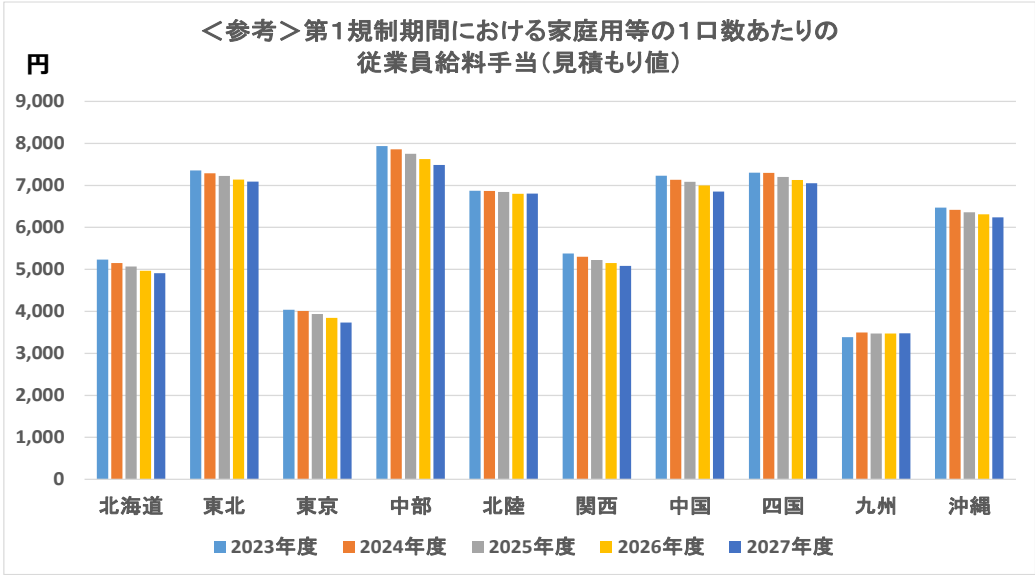
指摘事項 2：委託検針費・委託費等（検針に係る費用）の合理性について 1 / 2

- 第17回専門会合において、スマートメーター導入後の検針に係る費用として事務局から提示した委託検針費及び委託費の推移について、横並びが揃った内容ではなかった。あらためて事務局から各一般送配電事業者（以下、「一送」）に対し、検針に係る費用等について調査を実施したので、その結果を御報告させていただく。
- 検針業務の遂行について、これを誰が担うのか、また委託する場合の業務範囲は、一送の運用の範囲であり、その会計整理は委託検針費（検針員への委託または法人への委託）、委託費（法人への委託）、給料手当（社員業務）、雑給（嘱託社員）というように仕分けられている。
- このうち、社員や嘱託社員が検針業務を行っている一送においては、検針業務時間を個別に管理していないことから、検針に係る費用が精緻に特定できない。また、後述（次頁）のとおり、設備投資して通信機器を設置することで通信困難箇所を減らす対策を取った一送もある。
- 他方、検針に係る費用の検証として、その多寡に一定の影響を与うる中立的なデータは現地検針数が考えられるところ、各一送から聴取したスマートメーター導入後における現地検針数（見積もり）は次頁のとおり。

指摘事項 2：委託検針費・委託費等（検針に係る費用）の合理性について 2 / 2

- 各一送におけるスマートメーター導入後の現地検針数（検針員などが作業）は以下のとおり。
 - 各一送のエリアでは、それぞれ山間部等における一定程度の通信困難地域が存在しているが、その対処は、現地検針を行う方法や機器の設置による通信対策を行う等の方法が考えられる。
 - 第17回専門会合において、関西電力送配電の現地検針数（約27万件）及び検針に係る見積費用が高いとの指摘について、同社からは、その理由として、現行スマートメーターの導入時に、他社と異なる通信方式等を採用した結果、現地検針数に差が出ていることや、見積費用は現地検針以外に、検針関連の内勤業務等を含めた委託費である旨の説明があった。こうした背景から検針に係る費用が他社に比べて高額である状況について、どう考えるべきか。
 - 現地検針の割合が低い中部電力パワーグリッドと北陸電力送配電にその背景を確認したところ、現地検針数が少ない理由として、通信困難箇所を減らすため、検針コストと比較して費用対効果の見込める箇所については、通信対策工事(中継器の設置等)を実施している旨の説明があった。

	全件数に対する現地検針の割合及び数	
北海道	約 1.4%	約 5.4万件
東北	約 1%	約 7万件
東京	約 0.56%	約 17万件
中部	約 0.15%	約 1.5万件
北陸	約 0.27%	約 0.5万件
関西	約 2%	約 27万件
中国	約 1.7%	約 8.5万件
四国	約 1.5%	約 4.2万件
九州	約 1.5%	約 13万件
沖縄	約 1%	約 0.9万件



※事務局において各一送から任意で聴取したもの

※第17回料金制度専門会合資料 4 等に基づき、事務局において試算したもの
※給料手当は基準賃金、基準外賃金及び諸給与金

当社の現行スマートメーターの仕様について

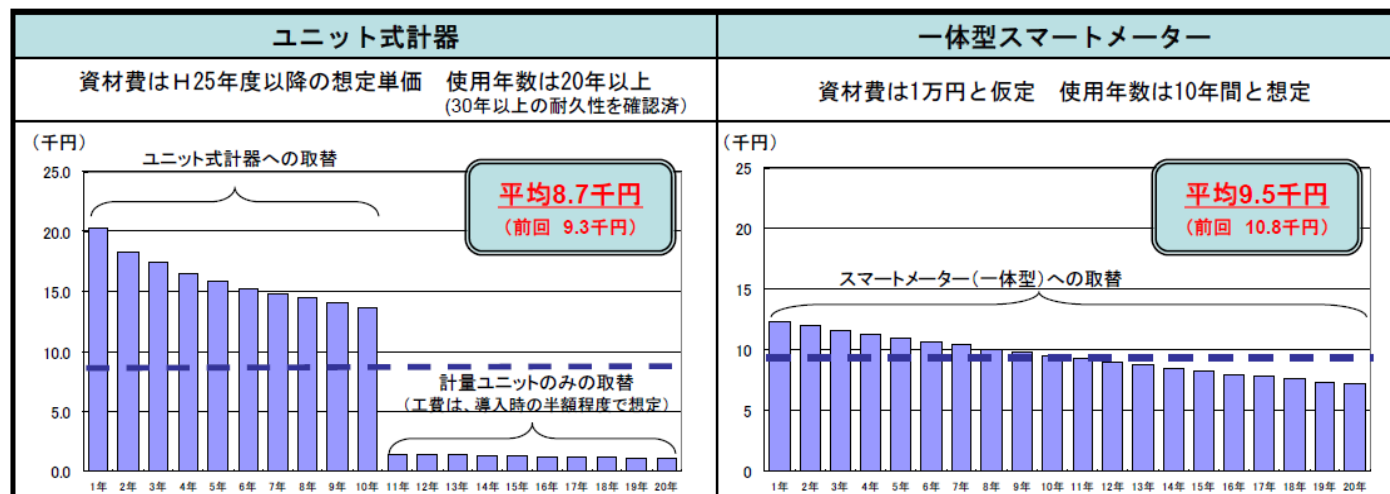
- **当社の現行スマートメーターは、ユニット式を採用しており、ベース部分に「計量」「通信」「負荷開閉」の3つのユニットをそれぞれに取り換えて使用できるユニット構造となっています。**
- **ユニット式計器を採用した理由は、検針費用ではなく取付コスト（資材費＋工事費）について、一体型と比べて初回の取付コストは高くなりますが、10年後の検定満了時の取替において、計量ユニットのみの取替とすることができるため、20年間のライフサイクルで評価した場合、ユニット式の方が取付コストを抑制できると判断したことによります。（詳細は後述）**

ユニット式計器と一体型スマートメーターの比較

第17回電気料金審査専門委員会
(2013月2月6日) 資料7-1の抜粋

- ・ 割引率の見直し（1.6%→事業報酬率2.9%）、及び、工費の効率化効果7%を織り込み、法定取替時のコストを再算定。
- ・ 再算定した結果でも、法定取替時に計量ユニットのみの取替で対応できるユニット式計器の方が、1万円の一体型スマートメーターと比較して、長期的なコストの面で合理的である。

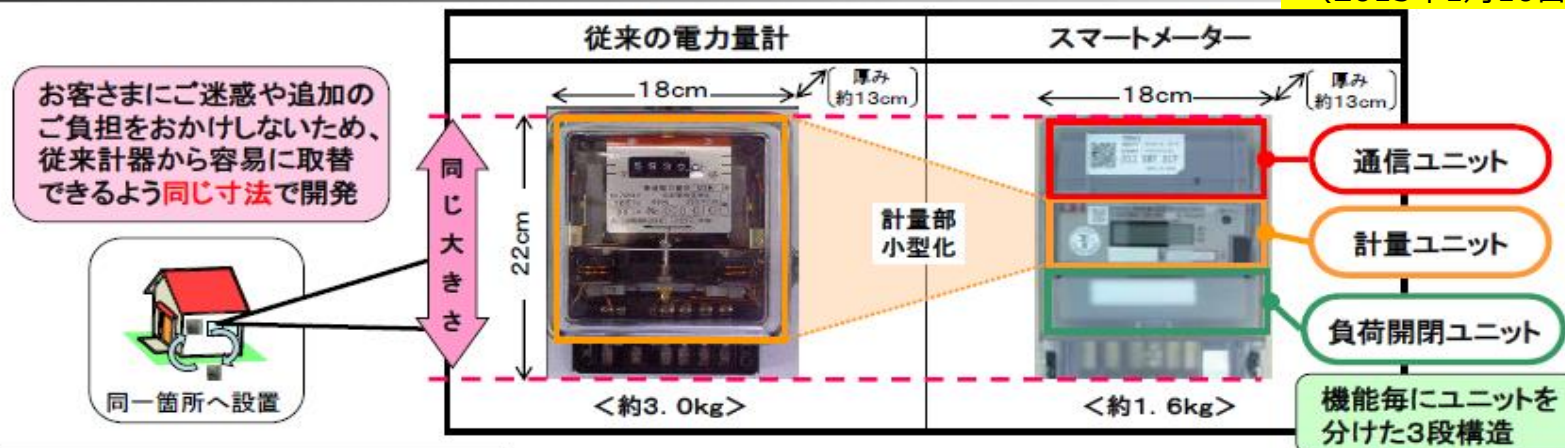
【法定取替時に必要な1台当たりの工事費（資材費＋工費他）の比較】 （割引率2.9%で算定）20年間使用した場合で比較



- ユニット式計器は、「安全・サービス向上」、「ライフサイクルコスト」、「拡張性・柔軟性」の観点から、ベース部分に「計量」「通信」「負荷開閉」の3つのユニットをそれぞれに取り換えて使用できるユニット構造となっています。

2. スマートメーター(ユニット式計器)の特徴

第14回電気料金審査専門委員会
(2013年1月10日) 資料7-2



ユニット式計器の導入による主な効果

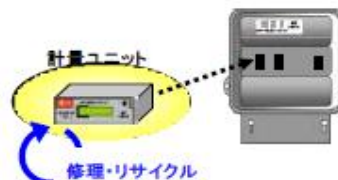
安全・サービス向上

安全かつ無停電で作業が可能



コスト

計量法に基づく取替を考慮した
ライフサイクルコストの低減が可能

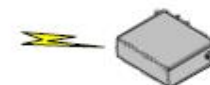


取替時、ベース部分はそのままに
計量ユニットだけ交換(取替コスト抑制)

拡張性・柔軟性

将来の様々なニーズに対して
柔軟かつ容易に対応可能

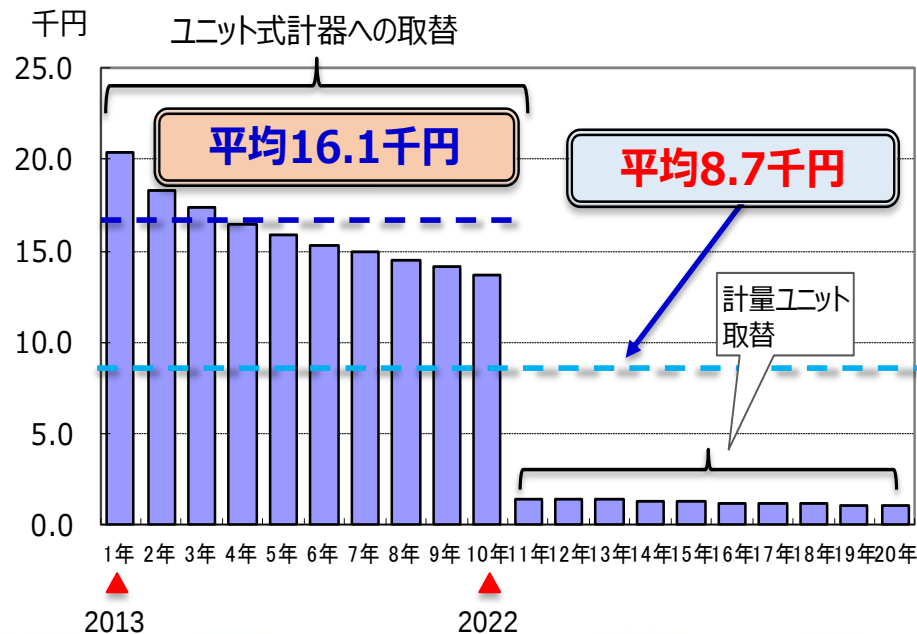
- ・遠隔でソフトウェアをアップグレード
- ・通信技術の進化にも柔軟に対応
〔H22年度より、高速通信可能な無線LAN方式を追加導入〕
- ・将来の機能拡張や追加も容易かつ低コスト



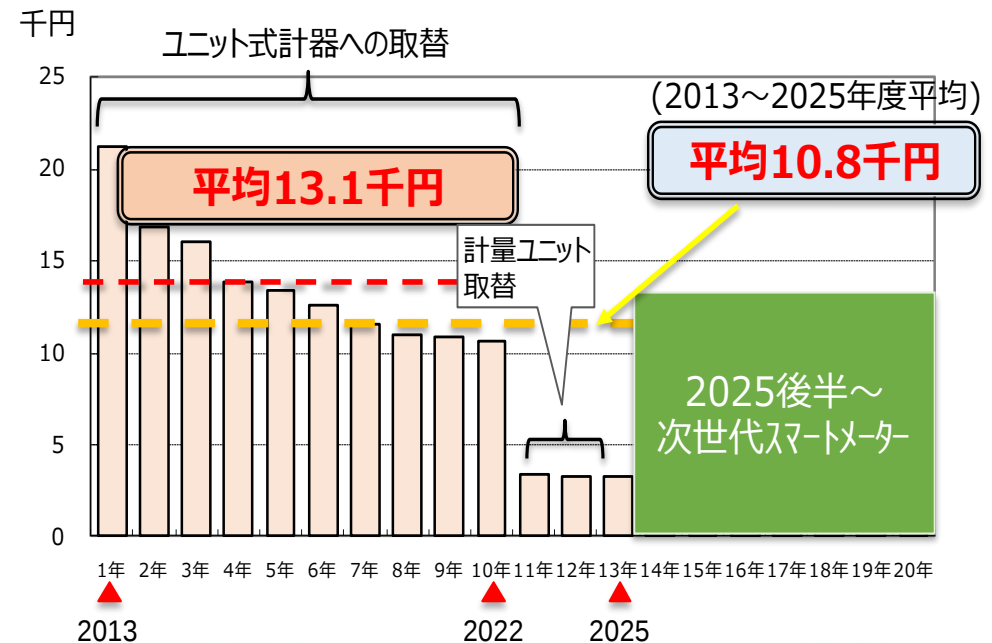
当社スマートメーターの取付コスト推移について

- 当社スマートメーターの取付コストの実績は、初回**取付コストが13.1千円／台（▲3.0千円／台）**となっており、**導入時の想定取付コストに比べて低減**しております。
- 一方で、2025年度から次世代スマートメーターの導入を進めるため、現行スマートメーターの導入時に見込んだコストメリットは実現できなくなりましたが、新たな社会便益の創出を目指し、官民による検討のもと導入することとなった経緯などを勘案のうえ、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

導入時の想定取付コスト



取付コスト実績



検針委託費について

当社検針委託費の内訳について

- 当社の検針委託費は、規制期間で約44億円／年を見込んでおります。
- 当社の委託対象業務には、現地検針に係る業務以外に、検針データ管理等の「検針管理業務」（現地検針分だけでなくエリア全体の約1,400万件が対象）および契約案内ビラ等の「投函業務」といった、狭義の検針作業以外の関連業務が含まれております。（他社様とは委託業務範囲が異なる可能性があるかと認識しております。）



- 当社のスマートメーターの通信方式は、バケツリレーによりスマートメーターのデータを集約し、収集装置※まで伝送する「マルチホップ方式（MH）」を採用していますが、MH方式において、**山間部や建物遮蔽箇所等の通信不可箇所**が一定程度存在しており、スマートメーター全数設置完了後も、当社エリアの**約2%に相当する約27万件の現地検針作業**が必要となる見込みです。

※スマートメータからのデータを集約し、上位のシステムへ光回線や携帯回線を用いて伝送する装置

- **当社の現地検針比率が高い要因**としては、**先駆けてスマートメーターを導入した当社と他社様ではMH方式において採用している通信方式が異なり、当社の通信方式の方が伝送距離が短いこと等に起因して、現地検針が必要となる件数が多くなっていると推定**しております。

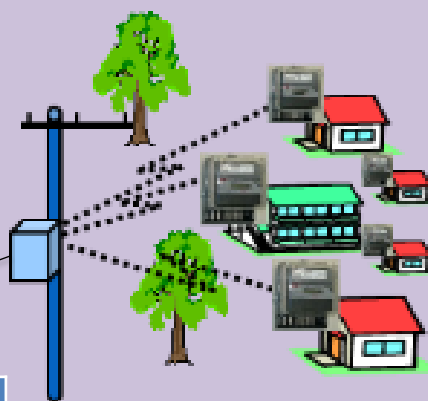
光・携帯整備エリア【約99%】

収集装置（ゲートウェイ）

・集約装置から上位へは光回線もしくは携帯回線で伝送

上位システム
(HES)

光回線
携帯回線



通信状態が
不安定な箇所



未整備エリア【1%未満】

通信不可箇所



	関西	他社様平均
現地検針収集件数	27万件	6万件
現地検針率	2%	1%
(参考) 自動検針率	98%	99%

遠隔検針（98%）

現地検針が必要な箇所（2%）

20

当社スマートメーターの通信方式について

- 当社は2.4GHz無線LANおよびPHS方式を採用しておりますが、他社様では920MHz無線通信を採用する会社が大宗を占めています。
- 他社様に先駆けてスマートメーターを導入した時点（2008年）では、接続性、通信速度、通信安定性等の観点から採用可能な通信方式は2.4GHzおよびPHSでしたが、伝送距離は400m～800m程度となっています。一方、当社の現行スマートメーター導入後、920MHzが本格運用（2012年に総務省令改正）され、以降にスマートメーターを導入された他社様は920MHzを採用された結果、伝送距離は1,000m程度と2.4GHzおよびPHSを上回ることとなりました。こうした特性等により、当社の現地検針数は他社様と比べて多くなっているものと考えております。
- 次世代スマートメーター導入が控える現状においては、積極的な設備投資を行うのではなく、当面は現状の自動検針率での運用を維持しつつ、2025年度以降の次世代スマートメーター導入により、2034年には自動検針率を99.8%まで向上させることで現地検針費用の低減に努めてまいります。

<通信方式による分類>

		MH（マルチホップ）方式		（参考）1：N方式 （LTE）
		2.4GHz・PHS	（参考）920MHz	
概要		・スマメ同士をバケツリレーし一定程度収集した上で、光もしくは携帯電波で上位システムへ伝送 ・収集装置など、スマメ以外の周辺機器が多く必要		・スマメから携帯電波を用いて直接上位システムへ伝送 ・収集装置が不要
特徴	通信速度	約32～200kbps	数10～100kbps	数10Mbps
	伝送距離	約400m～800m程度	約1000m	約1500m

次世代スマートメーターの導入により、1：N方式を採用し2034年度には自動検針率99.8%まで向上

- 当社は検針関連業務の外部（法人）委託化を従前より進めてまいりましたが、**外勤業務**（現地検針作業27万件、投函業務11万件）**に加え、内勤業務**、具体的には、**全計量器設置地点（約1,400万件）の検針業務を滞りなく実施する対応**として、**検針準備処理・料金反映に係る処理など検針に係る業務の全般を委託**しております。
- 他社様における内勤業務の費用計上の詳細はわかりかねますが、当社が検針委託費の内数として計上しているのに対し、外部委託化をされていない他社様の場合は直営人件費、またはその他の委託費等で計上されている可能性があるかと認識しております。

内外勤	業務名	詳細	スマメ全導入後	対象範囲
外勤業務	検針作業	「定例検針作業」「再検針作業」	継続 （現地検針数の減少に伴い縮小）	27万件
	大口検針	「大口検針作業」		
	託送検針	「ネットワークサービスセンター依頼分の検針作業」		
	投函業務	「新入居者向けの契約ご案内ビラ」「廃止中使用者への契約促進ビラ」	継続	11万件
内勤業務	検針整理	「委託検針訪問結果確認」「検針申出対応」「検針伝送作業」	継続 （現地検針数の減少に伴い縮小）	1,400万件
	検針準備	「検針データの手配」「検針準備エラーリスト処理」	継続 （現地検針数に係わらず発生）	
	検針事故対応	「異動通知・エラー補正」「使用電力量調査票発行」「現場調査」「料金訂正等、後続処理依頼」		
	大口検針データ整理	「大口検針データの確認」「大口検針結果整理・伝送」		
	大口自動検針	「自動検針登録作業」「検針結果確認伝送」「検針票送信対応」		
	託送検針データ整理	「ネットワークサービスセンター依頼分の伝送処理」		
	低高圧自動検針	「検針データの確認」「検針結果登録」「検針結果整理・伝送」		
	検針エリアの管理	「受持エリアの調整」「受持エリアの決定・通知」		
	番号訂正	「区画整理等による番号訂正」「お客さまへの周知」		
	住所整理	「住所相違の確認」「住所訂正処理」		
	自家消費電力	「自家消費電力の検針」「自家消費電力の算定・通知作業」		
	非例月・未計器対応	「非例月・未計器従量の準備」「お客さま協議」		

検針委託費について（まとめ）

- 当社の現地検針率が高いのは、当社が他社様に先行してスマートメーター導入を進めた過程で採用した通信方式（2.4GHz・PHS）の伝送距離が短いこと等により、920MHzを採用した他社様と比べて通信困難箇所の件数が多くなっていることが要因と推定しております。
- 当社の検針委託費には、現地検針に要する費用以外に、全計器約1,400万台に関する検針管理業務や投函業務などの費用が含まれており、他社様との比較においては、委託業務範囲に差異がある可能性を踏まえた評価をお願いしたいと考えております。
- 当社が現行スマートメーターを導入した際の通信方式の選択等により、結果として現地検針数が相当数残存しておりますが、スマートメーター導入に先進的に取り組んできたことで生じた結果でもあることは斟酌していただき、会社間で検針関連費用の計上方法に差異がある可能性も考慮いただいた上で、一部シンボリック費用と同種の費用として本件委託費を減額することはご容赦いただきたいと考えております。

1. 第17回専門会合におけるOPEX
に係る指摘事項について

2. 指摘事項を踏まえた検証結果に
ついて

規制期間のOPEXの見積り値に関する検証結果

- 今回の検証結果については以下のとおり。今後、規制期間における見積り値が統計的査定方法により算出された額を上回る場合であって、一般送配電事業者から申請があった場合、本検証結果も踏まえ、当該申請内容の合理性の判断を行うものとする。

収入の見通しの算入が認められない費用

- 交際費、政治献金、書画骨董、相談役、顧問に係る費用は規制期間の見積り値に算入されていないことを確認した。一方、託送料金原価として認められていない宿泊施設及び体育施設に係る費用を規制期間の見積り値に含めることは不適切である。

給料手当・厚生費

- 宿泊施設及び体育施設にかかる費用については、収入の見通しの算入が認められない費用であることから規制期間の見積り値に含めることは不適切である。出向者給与負担については、参照期間への算入を認めた費用以外は、送配電事業を営む上で不可欠とまでは言えないことや他社との整合性を踏まえ、規制期間の見積り値に含めることは不適切である。

役員給与・退職給与金

- 役員給与について、参照期間においては、一般送配電事業者の創意工夫を反映させるため、個別の費用毎に検証を行うのではなく、OPEXの費用全体に対して検証を行う。他方、規制期間中において、効率化において生じる利益分が明らかになっていない中で、役員給与の水準に予断を与えることが適当ではなく、国家公務員の指定職の給与水準の平均にする事を求める。

諸費

- 団体費について、海外電力調査会以外は、送配電事業を営む上で不可欠とまでは言えないことや他社との整合性を踏まえ、規制期間の見積り値に含めることは不適切である。

委託検針費

- 一部を除き事業者のスマートメーター導入計画等と整合（減少）していることを確認した。一部の事業者のスマートメーター導入後の検針に係る費用については本日のご意見を踏まえて検証する。

養成費

- 職員の教育訓練を通じた技術力の維持、士気の向上、人材確保の重要性に留意していることを確認した。

参照期間のOPEXの実績値に関する検証結果

- 第17回専門会合での指摘も踏まえた、過去実績の検証結果については以下のとおり。
- 本検証結果と本日の議論を踏まえた統計査定の結果は、次回以降の専門会合でご報告することとしたい。

(単位：千円)

事業者	検証前 (参照期間計)	検証後 (参照期間計)	除外額 (主な査定)	備考
北海道	273,337,612	273,330,035	出向者給与負担 (7,577)	
東北	594,147,262	593,436,721	出向者給与負担 (710,541)	
東京	1,523,110,200	1,519,873,525	出向者給与負担 (2,844,214)	給料手当において電事連出向者に係る費用を誤って算入していたため除外 (392,461)
中部	866,313,897	865,716,896	出向者給与負担 (107,495)	厚生費において体育施設に係る費用を算入していたため除外 (489,506)
北陸	183,102,394	183,050,112	出向者給与負担 (52,282)	
関西	844,360,002	844,343,604	出向者給与負担 (9,552) 、 団体費(6,846)	
中国	404,310,954	404,310,954	なし	
四国	205,509,116	204,609,883	出向者給与負担 (802,591) 、 団体費 (96,642)	
九州	599,864,685	598,193,135	出向者給与負担 (1,671,550)	
沖縄	66,590,435	66,569,976	出向者給与負担 (4,452) 、団体 費 (15,976) 、規制期間の委託 検針に係る費用 (148,116)	諸費において広域機関の会費を誤って 算入していたため除外 (31)